

第434回（定例）福崎町議会会議録

平成22年12月20日（月）

午前9時30分 開 会

1. 平成22年12月20日、第434回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 14名

1番	難波靖通	9番	吉識定和
2番	牛尾雅一	10番	石野光市
3番	宮内富夫	11番	小林博
4番	釜坂道弘	12番	東森修一
5番	福永繁一	13番	富田昭市
6番	志水正幸	14番	北山孝彦
		16番	松岡秀人
8番	広岡史郎		

1. 欠席議員 1名

15番 高井國年

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 中塚保彦 主 査 澤田和也

1. 説明のため出席した職員

町 長	嶋田正義	副 町 長	橋本省三
教 育 長	高寄十郎	技 監	中島勉
会 計 管 理 者	牛尾敏博	総 務 課 長	尾崎吉晴
企 画 財 政 課 長	近藤博之	税 務 課 長	山口省五
住 民 生 活 課 長	松岡英二	健 康 福 祉 課 長	高松伸一
ま ち づ く り 課 長	志水利雄	産 業 課 長	井上茂樹
下 水 道 課 長	後藤守芳	水 道 課 長	豊國明紀
社 会 教 育 課 長	山下健介	学 校 教 育 課 長	志水清二

1. 議事日程

- 第 1 総括質疑
- 第 2 委員長報告、質疑
- 第 3 討論・採決
- 第 4 閉会中の所管事務調査申出

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 総括質疑
- 日程第 2 委員長報告、質疑
- 日程第 3 討論・採決
- 日程追加 追加議案の上程、討論・採決
- 日程第 4 閉会中の所管事務調査申出

1. 開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員数は14名でございます。
定足数に達しております。よって、本日の会議を開きます。
なお、高井國年議員から欠席の届けが出ております。
それでは付託をしておりましたすべての案件につきましては、それぞれの委員会での審議が終わり、その審査結果の報告が議長あてに提出されております。
よって、報告のありました案件を本日の会議の議題といたします。

日程第1 総括質疑

議 長 それでは日程により、本定例会に上程されました議案について、総括質疑を受けてまいります。
議案番号及び関係する資料名、ページ数等をお示しの上、ご質疑をいただきますようお願い申し上げます。
それでは、質疑がございましたらどうぞ。
ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、以上で総括質疑を終結いたします。

日程第2 委員長報告、質疑

議 長 次の日程は、委員長報告及びこれに対する質疑であります。
12月13日の本会議2日目において、15件の案件がそれぞれの委員会に付託されて慎重審議がなされ、それぞれの結論を得て議長あてに審査報告書が提出されております。
これから、各委員長からその審査報告をしていただき、その後、委員長報告に対する質疑を受けてまいります。
それでは、審査をお願いした順によりしくお願いをいたします。
まず、総務文教常任委員会からの報告でございます。
事務局から朗読いたします。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長から補足説明を求めます。
東森総務文教 失礼いたします。
常任委員長 総務文教常任委員会から報告いたします。
付託案件、議案第63号、議案第64号、請願第3号、3件について慎重審議をいたしました。
審査の結果は事務局が朗読のとおり、全員賛成で原案のとおり、議案2件は可決すること、請願3号は採択することになりました。
去る12月14日、町長、副町長、教育長、会計管理者、各担当課長出席のもと、委員会を開催いたしました。
議案第63号、福崎町JR福崎駅前駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、第1駐車場が5,150円、第2駐車場が4,500円ということで、消費税の取り扱いについて問いがなされました。第1駐車場の150円の端数は消費税3%のときの名残であるが、近隣の民間駐車場と比較し

て下げるのが難しい。また、第2駐車場は内税込みのおおむね1割下げて設定したとのことでした。

議案第64号、平成22年度福崎町一般会計補正予算（第2号）について、社会福祉総務費の委託料、災害時の要援護者の避難システムについて質疑があり、個人情報の保護ということもある、警察と消防等に情報提供する、地元への提供に関する部分は守秘義務もあり難しい、いたずらに情報提供して、その情報がひとり歩きする可能性がある、お互いの信頼関係と情報提供は十分慎重にしなければならない、しかし自助・共助という観点から地元対応が一番重要なので、慎重に対応したいとのことでした。

請願第3号、取り調べの可視化など刑事訴訟法の改正を求める意見書に関する件、この請願は全国的に全国同時に出すことが効果的だと思うがとの問いに、既に多くの自治体が意見書を採択して提出しているとのことでした。

以上、付託案件3件について、委員全員の賛成により原案のとおり議案2点は可決すること、請願第3号は採択することに決定いたしました。皆様のご賛同を得ますよう、よろしくお願いいたします。

以上、総務文教常任委員会からの補足説明といたします。

議長 ただいま、総務文教常任委員長からの補足説明が終わりましたが、委員長に対する質疑がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議長 ないようでございますので、これで総務文教常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次は、民生常任委員会からの報告でございます。

事務局から朗読いたします。

（書記朗読）

議長 朗読が終わりましたので、さらに委員長から補足説明を求めます。

石野民生 失礼いたします。

常任委員長 民生常任委員会から13日の本会議で付託を受けた議案及び請願の審査の報告をいたします。

15日、第1委員会室において、町長、副町長、住民生活課長、健康福祉課長、水道課長出席のもと委員会を開き、議案第60号、福崎町老人憩いの家の指定管理者の指定についてから議案第71号、平成22年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第1号）についての7議案と、請願第4号、後期高齢者医療制度廃止に関する意見書の提出を求める請願書の請願1件については、紹介議員の小林博議員の出席を求め審査を行いました。

まず、議案第60号、福崎町老人憩いの家の指定管理者の指定については、文珠荘の現行の指定管理者の指定期間が23年3月末に満了となることから、本年8月5日から9月30日までの公募期間に申請のあった3団体を指定管理者選定委員会での10月6日、10月13日、10月18日の審査を行い、株式会社輝を平成23年4月1日から28年3月末までの5年間、指定管理者として決定しようとするものであり、出席委員全員の賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第61号、福崎町老人デイサービスセンターの指定管理者の指定については、23年3月末をもって現行の指定管理期間が満了することから、指定管理者選定委員会において、福崎町第1老人デイサービスセンター及び福崎町第2老人デイサービスセンターの23年4月1日から28年3月末までの5年間の指定管理期間について、福崎町公の施設にかかわる指定管理者の指定手続に関する条例

の公募によらない指定管理者の候補の候補者の選定基準に該当すること、現行の指定管理者である社会福祉法人福崎町社会福祉協議会を施設の設置経過及び今後の経営状況を勘案した結果、指定管理者に決定しようとするもので、出席委員全員の賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。

議案第65号、平成22年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、既定の総額から歳入歳出それぞれ6万円を減額し、歳入歳出総額を18億1,484万円としようとするもので、歳出は職員の給与改定、人事異動等による給料と職員手当の増減の結果によるもの、歳入は一般会計からの繰入金を減額しようとするもので、出席委員全員の賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第66号、平成22年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）については、既定の予算総額から130万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億609万3,000円としようとするものであります。歳出では職員の育児休業と臨時職員の給料の発生、人事院勧告に伴う給料との減額によるもので、歳入では一般会計からの繰入金を減額しようとするもので、出席委員全員の賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第67号、平成22年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）については、既定の歳入歳出の予算総額からそれぞれ68万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ12億2,914万円としようとするものであります。歳出では職員給等の人事院勧告に伴う減額、人事異動等に伴う減額があり、歳入では一般会計繰入金を減額しようとするもので、出席委員全員の賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第70号、平成22年度福崎町水道事業会計補正予算（第1号）については、収益的収入及び支出の予定額のうち、支出の職員給与費で35万6,000円を減額しようとするもので、主として人事院勧告による給与改定によるものであります。出席委員全員の賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第71号、平成22年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第1号）については、収益的収入予備支出のうち、支出で職員給与費15万4,000円を減額しようとするもので、人事院勧告に伴う改定によるものであります。出席委員全員の賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

請願第4号、後期高齢者医療制度廃止に関する意見書の提出を求める請願書については、後期高齢者医療制度を廃止し、もとの老人保健制度に戻すことなどを求めるもので、出席委員全員の賛成で採択すべきものと決定しました。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

これをもって、委員会からの報告といたします。

議長 ただいま、民生常任委員長からの補足説明が終わりましたが、委員長に対する質疑がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議長 ないようでございますので、これで民生常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次は、産業建設常任委員会からの報告でございます。

事務局から朗読いたします。

（書記朗読）

議長 朗読が終わりましたので、さらに委員長から補足説明を求めます。

北山産業建設 失礼します。

常任委員長 産業建設常任委員会から、議案の審査内容について報告をさせていただきます。

す。12月13日の本会議で当委員会に付託された議案は4議案です。

12月16日第1委員会室において、町長、副町長、技監、関係課長出席のもと慎重に審査を行いました。

審査の結果については、事務局の朗読のとおりです。

議案第62号、福崎町工業団地企業会館の指定管理者の指定について、企業会館の指定管理者として、福崎工業団地協議会に指定期間平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間を指定しようとするものです。

議案第68号、平成22年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、この補正は人事院勧告により給与改定に伴う職員1人の人件費の補正であります。歳入歳出それぞれ9万円を減額し、総額を2億5,721万円とするものです。

議案第69号、平成22年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、この補正は人事院勧告による職員8名の給与改定及び職員の人事異動による人件費の補正並びに歳出一般管理費の嘱託職員の給料を浄化センター管理費へ組みかえたものです。既定の歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ386万6,000円を増額し、総額をそれぞれ17億6,086万6,000円とするものです。

議案第72号、福崎町営土地改良事業の施行について、土地改良法に基づき計画概要を定めるものです。倉谷下池は現在、倉谷上池とともに東大貫地区の1.2ヘクタールを灌漑するため池で、改修は上池、下池の二つを統合して、倉谷下池1カ所として改修するものです。委員から、この池を改修することによって防災対策にもなるという考え方もいいのかとの問いに、当然ため池等の整備事業は防災機能を抱えた中で事業を実施されるとのことでした。

議案第62号、議案第68号、議案第69号、議案第72号は全員賛成で原案のとおり可決すべきもとの決定いたしました。議員各位のご賛同をいただけますようお願いし、産業建設常任委員会からの付託案件の審査報告といたします。

議長 ただいま、産業建設常任委員長からの補足説明が終わりましたが、委員長に対する質疑がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議長 ないようでございますので、これで産業建設常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

以上をもって、委員長報告並びに委員長報告に対する質疑を終結いたします。

日程第3 討論・採決

議長 次の日程は、討論・採決であります。

議案番号順に1件ずつ進めてまいります。

それでは、議案第60号、福崎町老人憩いの家の指定管理者の指定について、討論がございましたらどうぞ。

ありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第60号について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第60号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次は、議案第61号、福崎町老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について、討論がございましたらどうぞ。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第61号について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立を願います。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第61号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次は、議案第62号、福崎町工業団地企業会館の指定管理者の指定について、討論がございましたらどうぞ。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第62号について、本案に対する産業建設常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立を願います。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第62号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次は、議案第63号、福崎町JR福崎駅前駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、討論がございましたらどうぞ。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第63号について、本案に対する総務文教常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立を願います。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第63号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。
次、議案第64号、平成22年度福崎町一般会計補正予算(第2号)について、討論がございましたらどうぞ。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第64号について、本案に対する総務文教常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立を願います。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第64号については、原案のとおり可決することに決定いたしま

した。

次は、議案第65号、平成22年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、討論がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第65号について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立を願います。

（起立全員）

議 長 起立全員賛成であります。

よって、議案第65号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第66号、平成22年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、討論がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第66号について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立を願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第66号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第67号、平成22年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、討論がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第67号について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立を願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第67号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第68号、平成22年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、討論がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第68号について、本案に対する産業建設常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立を願います。

（起立全員）

議 長 起立全員であります。

よって、議案第68号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第69号、平成22年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第

1号)について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第69号について、本案に対する産業建設常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立を願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第69号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次は、議案第70号、平成22年度福崎町水道事業会計補正予算(第1号)について、討論がございましたらどうぞ。
(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第70号について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第70号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次は、議案第71号、平成22年度福崎町工業用水道事業会計補正予算(第1号)について、討論がございましたらどうぞ。
(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第71号について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立を願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第71号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。
次は、議案第72号、福崎町営土地改良事業の施行について、討論がございましたらどうぞ。
(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第72号については、本案に対する産業建設常任委員長報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立を願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第72号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。
次は、請願第3号、取り調べの可視化など刑事訴訟法の改正を求める意見書に関する件について、討論がございましたらどうぞ。
(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
請願第3号について、本案に対する総務文教常任委員長報告は、原案のとおり採択するであります。
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立を願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、請願第3号については、原案のとおり採択することに決定いたしました。
次、請願第4号、後期高齢者医療制度廃止に関する意見書の提出を求める請願書について、討論がございましたらどうぞ。
(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
請願第4号について、本案に対する民生常任委員長報告は、原案のとおり採択するであります。
委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立を願います。
(起立多数)

議 長 起立多数であります。
よって、請願第4号については、原案のとおり採択することに決定いたしました。
以上で、本定例会に付議されました案件で、審査報告のありました案件の討論・採決を終結いたします。

日程追加 追加議案の上程、討論・採決

議 長 この際お諮りいたします。議事日程の追加でございます。
先ほど採択されました請願第3号、第4号に関する意見書案が所定の手続を終えて議長あてに提出されております。
よって本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、先ほど採択されました請願書に関する意見書案2件を議題とすることに決定いたしました。
しばらく休憩いたします。資料配付。



休憩 午前10時05分

再開 午前10時07分



議 長 それでは、再開いたします。
それでは、意見書案第2号、取り調べの可視化など刑事訴訟法の改正を求める意見書について、事務局に朗読させます。
(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに本意見書案に対する詳細なる説明を提出議員志水正幸君から求めます。

小林議員 請願の紹介議員は志水議員でしたけれども、本案件のただいま配付された資料によれば提出者は総務文教常任委員長の東森議員となっております、志水

議員の名前はここに出ておりません。名前のない人が説明するのはいかがかと思えます。これまでずっと請願が採択をされれば採択をされた委員会のメンバーで意見書を提出していただくようになっていそうでこれもそうになっておりますから、その提出議員の説明ということに意見書はなっておったはずでございまして、そのように計らっていただかないと、全くこの中に名前のない人が提出説明するというのは、道理に合わないと思えます。

(「そのとおり」の声あり)

議 長 暫時休憩いたします。確認のため、しばらくお待ちください。

◇

休憩 午前10時07分

再開 午前10時35分

◇

議 長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

朗読が終わりましたので、さらに本意見書案に対する詳細なる説明を提出議員東森修一君から求めます。

東森修一議員 失礼します。提案されました案件、取り調べの可視化など刑事訴訟法の改正を求める意見書案につきまして、朗読させていただきます。

昨年5月21日から裁判員制度が導入され、刑事裁判に国民感覚が反映されるようになることが期待されている。実際の刑事裁判では自白の任意性と信用性が争点となることが多く、その場合、被告人を取り調べた多数の捜査関係者を証人尋問して、捜査関係者の証言が事実かどうかを見極めなければならないため、職業裁判官でも判断が難しい仕事であると言われている。そこで、裁判員が取り調べの状況を検証し、供述調書の任意性や信用性の判断を容易にかつ正確になし得るようになるべく、取り調べの可視化(全過程の録画)を実現しなければならない。

また、本年9月10日に無罪判決が言い渡された厚生労働省元局長事件では、大阪地検特捜部による違法・不当な取り調べが明らかとなり、さらには主任検察官が客観的証拠であるフロッピーディスクに改ざんを加えていたことが明らかとなった。本件のような違法・不当な捜査を抑止し、えん罪事件、えん罪被害者を生み出さないためには、取り調べの可視化(全過程の録画)が不可欠である。

現在、検察庁では、裁判員裁判対象事件につき、検察官の裁量により取り調べの一部録画が行われ、また警察庁でも、取り調べの一部録画が試行されている。しかし、取り調べの一部を録画するだけでは、捜査側に都合のよい部分だけが録画されかねず、取り調べの実態の評価を誤らせる危険がある。よって、速やかに取り調べの全過程の録画を行うことで、取り調べの可視化を実現しなければならない。

以上より、国におかれては、録画・録音による刑事事件の取り調べの全過程の可視化などを内容とする刑事訴訟法の改正を早急に行われるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上です。

議 長 次に、意見書案第3号、後期高齢者医療制度をすぐ廃止し、真に安心できる医療制度のために国庫負担を大幅にふやすことを求める意見書について、事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに本意見書案に対する詳細なる説明を提出議員石野光市君。

石野光市議員 読み上げて、提案趣旨説明にかえさせていただきます。

後期高齢者医療制度をすぐ廃止し、真に安心できる医療制度のために国庫負担を大幅にふやすことを求める意見書（案）

厚生労働省は高齢者医療制度の改革について「中間取りまとめ」を発表しました。会社などで働く高齢者や、会社員などの扶養家族になっているものを除いて、高齢者は基本的に国民健康保険に加入することになり、保険料は世帯主が払うというものです。しかし、65歳以上（または75歳以上）の高齢者の医療費は現在の後期高齢者医療制度と同じように「別勘定」とし、都道府県単位で財政運営するとしています。しかも医療給付費の1割負担を高齢者自身の保険料で賄うとしていますから、高齢者の医療費の増加によって際限なく保険料が上がる仕組みが残ることとなり、医療費の抑制を迫るものになっています。

現に崩壊の危機にある医療と国保制度の解決の見通しが何ら示されず、高齢者の差別を複雑な形で温存する意図が見え隠れする、この「中間取りまとめ」は、国民に医療の安心を保障するものとなっていません。マスコミも一斉に「拙速」としてこの医療制度改定案を批判しています。

福崎町議会は、下記により後期高齢者医療制度を速やかに廃止し、将来の医療制度の設計については、十分国民の意見を聞き、丁寧な議論を進めることを求めます。

記、1、後期高齢者医療制度は速やかに廃止し、もとの老人保健制度に戻すこと。

2、保険料の負担増が生じないように、国民健康保険への国庫負担金をふやすことなど必要な財政措置を講ずること。

3、70歳から74歳の高齢者の医療費窓口負担を原則1割にすること。

4、国庫負担をふやし、75歳以上高齢者の医療負担の医療費窓口負担をなくすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する、というものであります。

議員諸兄のご賛同よろしくお願いいたします。

議 長 以上で、本日、追加議案として上程されました案件の説明が終わりました。

それでは、これから質疑を受けてまいります。

意見書案第2号、取り調べの可視化など刑事訴訟法の改正を求める意見書について、ご質疑がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

意見書案第3号、後期高齢者医療制度をすぐ廃止し、真に安心できる医療制度のために国庫負担を大幅にふやすことを求める意見書について、ご質疑がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

以上で、追加議案に対する質疑を終結いたします。

これから、討論採決に入ります。

意見書案第2号、取り調べの可視化など刑事訴訟法の改正を求める意見書について、討論がございましたらどうぞ。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

意見書案第2号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願いま

す。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、意見書案第2号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議 長 意見書案第3号、後期高齢者医療制度をすぐ廃止し、真に安心できる医療制度のために国庫負担を大幅にふやすことを求める意見書について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
意見書案第3号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議 長 起立多数であります。
よって、意見書案第3号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
以上で、追加上程されました議案に対する審議が終了いたしました。

日程第4 閉会中の所管事務調査申出

議 長 次の日程は、閉会中の所管事務調査等の申し出であります。
お手元に配付をいたしておりますように、各常任委員長からそれぞれ所管事務調査の申し出が議長あてに提出されております。事務局に一括して朗読させます。
(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、それぞれ申し出のとおり許可することに決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、閉会中の所管事務調査等の申し出については、それぞれ申し出のとおり許可することに決定いたしました。
以上で、本会議3日目の日程をすべて終了することとします。
本日はこれにて散会することにいたします。大変ご苦労さまでした。

散会 午前10時49分